

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 評価実施規程

第1 評価委員会

1 評価委員会の設置

本事業の評価を実施するため、消費・安全局において、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価体制

評価委員会は、次の条件を満たす者で消費・安全局長が評価委員会の委員として依頼する外部専門家及び担当官を委員とする。

- (1) 本事業で実施する試験研究課題を評価するための十分な能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
- (2) その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う評価結果の内容の公表について、あらかじめ同意している者であること。

3 評価委員会の委員の任務等

- (1) 評価委員会の委員は、消費・安全局長が依頼した試験研究課題の研究成果等について評価するものとする。ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、消費・安全局長の了承を得るものとする。

- (2) 利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。

ア 当該試験研究課題の中で課題担当者となっている場合

イ 当該試験研究課題の課題担当者と、同一の民間企業、大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する、又は以前所属しており、異動若しくは離職から2年を経過していない場合

ウ 当該試験研究課題の課題担当者と親族関係にある場合

エ 当該試験研究課題の課題担当者と直接的な競争関係にある場合

オ 当該試験研究課題の課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

カ 当該試験研究課題の課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合

キ その他消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合

- (3) 評価委員会の委員は、試験研究課題の評価により知り得た情報について、消費・

安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

4 関係者からの聴取

評価委員会は、評価に必要な意見を聴取する、又は試験研究内容の説明を受けるため、農林水産省関係部局の職員又は受託者の参加を求めるものとする。

5 庶務

評価委員会に関する庶務は、食品安全科学室が行う。

第2 評価の方法等

1 中間評価

(1) 評価の対象

中間評価は5年の試験研究実施期間を有する試験研究課題を対象とする。

(2) 評価の実施時期

中間評価については、原則として研究開始年度から3年度目に実施するものとする。

ただし、チーム長及び食品安全科学室が運営チームの意見を聴いた上で必要と認めたときは、中間評価の実施時期の変更等評価に係る弾力的な運営を行うことができるものとする。

(3) 評価の実施

ア 消費・安全局長は、中間評価の対象となる試験研究課題を評価委員会の委員に通知し、中間評価を実施するものとする。

イ 中間評価の対象となる試験研究課題に係る研究機関（複数の研究機関が共同で研究を行う場合は代表研究機関。以下単に「研究機関」という。）は、あらかじめ評価時点における別紙の研究成果報告書を作成し、消費・安全局長に提出するものとする。

ウ 評価委員会の委員は、研究成果報告書に基づき、評価を実施する。

エ この際の評価項目及び評価規準は、別表1のとおりとする。

2 事後評価

(1) 評価の対象

事後評価は全ての試験研究課題を対象とする。

(2) 評価の実施時期

事後評価は試験研究実施期間の終了後、速やかに実施するものとする。

(3) 評価の実施

事後評価の方法は、中間評価に準ずるものとする。この際、研究成果報告書は、別紙を用いるものとし、評価項目及び評価規準は、別表2のとおりとする。

第3 評価結果に基づく対応措置及び反映

- 1 消費・安全局長は、第2の評価結果に基づき、中間評価にあっては研究計画の変更、中止等、事後評価にあっては成果の活用等の所要の対応措置を決定する。
この際、必要に応じ評価委員会の委員の意見を聞くことができる。
- 2 消費・安全局長は、第2の評価結果及び1の決定結果を研究機関に通知する。なお、中間評価の結果、研究計画の変更、中止等の対応措置を決定した場合には、その理由について説明するものとする。
- 3 消費・安全局長は、1の決定に基づき、予算への反映等必要な手続を行うものとする。

第4 評価結果の公表

第2の評価結果及び第3の決定結果について、知的財産権等に十分配慮した上で、農林水産省ホームページで公表する。

別表1 中間評価 評価項目及び評価規準

評価項目	評価規準			
I 研究の進捗状況	1. 研究実施計画に沿って研究が進捗しているか。	A : 計画以上に進捗している B : 計画どおり進捗している C : 計画に比べやや遅れている D : 計画に比べ相当遅れている		
	2. 研究目標や得られた研究成果を踏まえ、必要に応じた研究実施計画の見直しが適切に行われているか。	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 行われていない (研究実施計画を見直す必要がない場合は「A」又は「B」とする。)		
II 研究内容	既に得られている、又は今後期待される研究成果に十分な先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である		
III 成果利用	1. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。	A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない		
	2. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。	A : 十分導入できる B : 概ね導入できる C : 導入には更なる成果を要する D : 導入できない		

IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われているか。（研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等）	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 適切に行われていない
V 行政との連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われているか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われているか。	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 行われていない
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されているか。	A : 的確に反映されている B : 概ね的確に反映されている C : やや的確に反映されていない D : 反映されていない

総括評価規準

上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

- A : 研究実施計画どおり、又は計画以上に進捗しており、引き続き運営チームと連携し、継続して研究を実施することが妥当である。
- B : 研究の進捗は遅れているが、一層の努力により研究を実施すれば、研究目標の達成は可能と見込まれる。
- C : 研究の進捗が遅れており、運営チームと協議し、研究実施計画を見直した上で研究を実施することが妥当である。
- D : 研究計画を見直しても目標を達成できる見込みが低いことから、研究課題を中止することが妥当である。

(※) 当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別表2 事後評価 評価項目及び評価規準

評価項目	評価規準			
I 研究の進捗状況	1. 研究目標は達成されたか。		A : 達成された B : 概ね達成された C : やや達成されていない D : 達成されていない	
	2. 研究実施期間を通じ、必要に応じた研究実施計画の見直しが適切に行われたか。		A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかつた D : 適切に行われなかつた (研究実施計画を見直す必要がなかつた場合は「A」又は「B」とする。)	
II 研究成果	得られた研究成果に十分な先導性があるか。		A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である	
III 成果利用	1. 得られた研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。		A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない	
	2. 得られた研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。		A : 十分導入できる B : 概ね導入できる C : 導入には更なる成果を要する D : 導入できない	

IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われたか。(研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等)	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかつた D : 適切に行われなかつた
V 行政との連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われたか。	A : 十分であった B : 概ね十分であった C : やや不十分であった D : 不十分であった
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われたか。	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかつた D : 行われなかつた
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されたか。	A : 的確に反映された B : 概ね的確に反映された C : やや的確に反映されなかつた D : 反映されなかつた

総括評価規準

上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

- A : 研究目標を達成し、研究成果を行政施策・措置に十分に活用できる。
- B : 研究目標の達成に至っていない部分もあるが、行政施策・措置に活用できる成果が得られている。
- C : 研究目標はやや達成されておらず、行政施策・措置への活用には更なる成果を要する。
- D : 研究目標の達成は不十分であった。

(※) 当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

別紙

研究成果報告書

試験研究課題名	
研究総括者名	

1. 研究目的
2. 研究内容（推進会議等で研究実施計画が変更された場合は、具体的修正箇所を記載）
3. 研究推進会議の開催状況（当該会議における主なやり取りも添付）（短期課題解決型研究に限る）
4. 研究成果の概要
5. 研究成果の発表（主要な論文、取得した（申請中の）特許等を記述）
6. 目的の達成に当たっての現時点での問題点等
7. 次年度の研究実施計画案（注：事後評価の場合は不要）

<研究総括者の自己評価>

項目	評価結果
試験研究全体	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている
研究小課題	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている
	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている
	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている
	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている
	A : 順調 B : 概ね順調 C : やや遅れている D : 遅れている

自己評価コメント

--